

第11期 第3回 京田辺市ごみ減量化推進審議会議事録		
日 時	令和3年8月11日（水） 午前10時00分～午後0時10分	
場 所	環境衛生センター甘南備園 リサイクルプラザ館 2階会議室	
出席者	委 員	1号委員：河田 美穂 委員、河本 隆志 委員 2号委員：浅利 美鈴 委員、米田 泰子 委員 3号委員：寺西 章郎 委員、鈴木 俊寛 委員 藤田 捷正 委員 4号委員：太田 邦彦 委員（欠席）、藤森 真希子 委員（欠席） 多田羅 純平 委員（欠席） 5号委員：伊井 賢二 委員、大野 祐子 委員、 衣川 伸子 委員、津熊 祥典 委員、 中山 節子 委員
	事務局	経済環境部 部長 森田 政利 副部長 前川 宗範 清掃衛生課 課長 内藤 順文、主任 有馬 新太郎 甘南備園事務所長 飯島 信一
案件名	○審議事項 1. 令和2年度のごみ量について 2. 災害時のごみの出し方ガイドブックについて ○報告事項 1. 資源物等の持ち去り禁止規定（条例改正）について 2. 主な取組実績と今後の予定について	
資 料	資料1 令和2年度のごみ量について 資料2 災害時のごみの出し方ガイドブックについて 資料3 資源物等の持ち去り禁止規定（条例改正）について 資料4 主な取組実績と今後の予定について 資料5－1 京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（抜粋） 資料5－2 京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する施行規則（抜粋） 資料5－3 京田辺市ごみ減量化推進審議会委員名簿	
概 要	• 審議事項について、事務局より説明を行い、ご了承いただいた。	

## 【開会】

事務局：皆様には、公私ご多忙の折、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただ今より第11期第3回京田辺市ごみ減量化推進審議会を開催させていただきます。まず、開催にあたり経済環境部長の森田よりご挨拶申し上げます。

部長：（挨拶）

事務局：本日は第11期京田辺市ごみ減量化推進審議会の3回目の会議になります。本日の会議につきましては、審議事項として、「令和2年度のごみ量について」「災害時のごみの出し方ガイドブックについて」、報告事項として「資源物等の持ち去り禁止規定（条例改正）について」「主な取組実績と今後の予定について」を予定しています。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症対策として、会議については、マスク着用のままでお願いします。発声しにくい場合や発言の声が聞き取りにくい場合などは、係員が席までマイクを持って行きます。また、1時間前後を目途に、換気を目的とした5分程度の休憩を予定しておりますので、ご理解をお願いします。

事務局：本審議会の会議につきましては、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき公開で進めることとなっています。本日、傍聴の受付を行いましたところ、2名の傍聴希望者がありましたので報告します。前回までの会議の内容につきましては、市のホームページで公開しておりますので、ご確認ください。

それでは、これより審議に入りますので、会長に会議の進行をお願いしいたいと思います。

会長：それでは、次第に従い、会議を進めていきたいと思います。審議事項（1）「令和2年度のごみ量について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料1に基づき説明）

会長：ありがとうございます。なかなかピンと来ないかもしれません、2ページに一人一日当たりのごみ排出量のデータも記載されていますので、そういうデータを見ながら、ご質問や感想などがあればお願いします。

コロナ禍の影響でごみの分野も全国的に色々と変化をしている訳ですが、京田辺市でも普段とは異なる状況であったとの話でした。今後も変わっていく可能性がありますので、また注視する必要があると思いますが、もし何かあればよろしくお願いします。

委員：質問にあたって、いつも資料を作っていたいことに感謝申し上げます。

かなりボリューム感のある資料をいただいて、分かりやすいと思います。

1点、質問があります。一人一日当たりのごみの排出量に関して、令和5年度までに780グラムにするという目標に対して、現在737グラムで達成されています。これから京田辺市は人口が増加していくと思いますが、そこも予測しての780グラムという数値で良かったのでしょうか。

事務局：平成28年度当時の人口推計ですが、そこを計算しての780グラムになっています。

委員：コロナ禍の中で、家庭系の燃やすごみが増え、人口も増えている中で、職員の方にはかなりご尽力いただいていると感じました。ありがとうございます。

会長：また後で稼働状況なども併せてご報告いただきますので、全体像を掴んでいただければと思います。

委員：事業系ごみがコロナ禍で減っているということですが、京田辺市内の事業者の方で倒産や閉店などの件数は把握されているのでしょうか。減少理由がコロナ禍の関係ということであれば、その件数も把握されていると思いました。

事務局：今、申し訳ありませんが、詳細資料を持ち合わせていません。

会長：その辺りも、経済との繋がりは重要だと思いますので、またコロナ禍の市政全体への影響ということで、ご確認いただければと思います。

副会長：家庭系ごみが275トン増え、事業系ごみが299トン減ったということですが、これはコロナ禍が収まれば、また元に戻るのでしょうか。実績のところの一人一日当たりのごみの排出量が737グラムというのは、全体のですか。

事務局：737グラムは、家庭系ごみと事業系ごみの合計値です。

副会長：家庭系ごみと事業系ごみが元に戻っても、737グラムという数値が変わらないのであれば、令和5年度の780グラムという目標は超えないと思います。この目標が低かったのではないかとも思いますが、その辺りはどうですか。コロナ禍が収まればまた元に戻ると思われますか。

事務局：予測になりますので、なかなか難しいですが、収束した場合には、元通りに戻るのではないかと思っています。目標値については、プラスチック容器包装や紙ごみの分別

を始める前に作成した予測値になります。市民の皆さんにご協力をいただいて、想定以上に燃やすごみの減量が進んだものと思っています。また、後で説明させていただきますが、数値目標については、来年度以降に見直す予定にしていますので、その辺も併せて、皆さんにご審議いただければと思っています。

**委 員**：簡単な質問ですが、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画との比較で、粗大ごみが一番数値的に乖離しており、102トン多くなっています。これは、具体的にどういったものになりますか。推移を見ていると、300トン以内で収まっていたものが、実績で多くなっていますが、何かあったのですか。

**事務局**：平成28年度の555トン、これが粗大ごみの有料化を実施した年になり、有料化前の駆け込みでかなり増えました。その後、平成29・30年度と300トンを切るペースで来ていましたが、令和元・2年度と上昇傾向に転じています。令和2年度については、コロナ禍の影響でご自宅等の片づけをされる機会が多くなり、粗大ごみも増えたのではないかと推測しています。今後、事務局としても注視する必要があると感じており、後で説明させていただく予定にしていますが、粗大ごみや破碎ごみをいかにして減らしていくのかといったことを、このごみ減量化推進審議会の場でも審議をお願いしたいと思っていますし、そういった施策を考えていかなければいけないと思っています。具体的な物については、前回の審議会でもお話をいただきましたが、家具類やベビー用品等が増えていると考えています。

**会長**：ありがとうございます。粗大ごみは全国の自治体で増加しており、コロナ禍での大掃除であったり、DIYが流行ったりとかで、そういうごみが排出される状況は、どの市町村でもみられています。今後、これがどのように推移していくか、後でリユースの今後についての検討の話もあります。また、粗大ごみの中にも、色々使えるものがありますので、リユースに回すような取組を進める自治体も増えてきています。その辺りについて、ご検討をいただければ、粗大ごみの量も減る可能性があると思います。

**委員**：令和2年度の実績として「不燃ごみ」が増えています。ごみというのは、最終的には灰になると思います。粗大ごみも、ほとんどが焼却され、資源化されるものは分別して資源化され、灰になったものは大阪湾にある処分場で埋め立てられる訳です。これは、将来的にもこういった状況で良いのですか。要するに、大阪湾に埋め立てることが出来なくなるとか、自分で処理しなければいけないとか、その辺はどうですか。焼却灰というのは必ず出るものですから、増えることはあっても、減らないと思いますので、その辺の状況はどうなっていきますか。

**事務局**：今、関西圏の多くの自治体は大阪湾フェニックスに埋立処分を委託しています。

直近、すぐに埋立が出来なくなるといったことはないと思いますが、関西圏については、フェニックスがあることで、ごみの減量が進んでいないといった指摘もありますので、事務局としても、引き続き、ごみの減量について、努力していく必要があると思っています。

**会長**：大阪湾フェニックスについては、今後拡張する計画の話が出ているものの、災害などが発生すれば直ぐに埋まってしまいますので、そういう意味でも出来る限りごみを減量していくことは必須だと思います。

**委員**：会長が執筆された日本経済新聞の連載を読んでいますが、京都市では一人一日当たりのごみ排出量 400 グラムが達成されていると聞き、今、京田辺市の目標が 780 グラムと約倍近く違っています。なぜ、京都市に出来て、京田辺市に出来ないのかと思いました。京都市はごみ袋の有料化を取り入れたことで、早期にその目標を達成したと聞いて、京都市民の方は、毎日ごみを出す時にきちんと分別をしており、意識からして全然違うのかなと思いました。私は、普段からごみに対する意識は強い方で、分別をかなり頑張っていますが、他の方はそこまでの意識は無いと思います。もちろん、こういった目標があることも知らないですし、そう考えると京都市民の方は、日頃、どういった感じでごみ捨てをされているのか興味があります。それで、真似できるところは取り入れるべきだと思います。

**会長**：ありがとうございます。日本経済新聞で 10 回程連載をさせていただきまして、その中で京都の始末の心という切り口で紹介しました。2 ページ目の一人一日当たりのごみ排出量で言うと、京都市の 400 グラム強という数値は、家庭系ごみの合計のところで、京田辺市では 538 グラムです。あと百数十グラム減らすと、京都市レベルになるという感じです。

恐らくですが、この中だと、生ごみの量を京都市は頑張って減らしているのかなと感じます。そもそも買い過ぎないというか、食品ロスの部分、この生ごみのかなりの部分を食べられるのに捨てられるものが占めていると思います。それを、今、京都市は徹底して半減する、SDGs の目標と同じ半減するという宣言をしているので、その色々な声掛けがあると思っています。

あと、京田辺市では畑のある家が結構あり、そこで出来たものが捨てられているところを組成調査の時に見かけたので、そこが違いかなと思います。そういったところについては、ご家庭で堆肥化をしていただくとグッと減るので、生ごみの対策がポイントになるとと思いました。

**委員**：実家が京都市内ですが、母がごみの分別しているのを見ていると、ごみ袋が有料なこともあります、すごく丁寧に分別しており、そういうこともあるのかなと思いました。

**会長**：京都市も今の分別になる前は、あまり気にしていなかったので、ようやく追い付いてきました。ただ、元々のそういった文化が残っているというのは有利だったのかなと思っています。

**副会長**：先程の話を聞いていますと、京田辺市は分別が出来ていないと聞こえますが、生ごみの中で、まだ分別しなければいけないものはありますか。

**委員**：ないと思います。

**副会長**：それ以上できないと思います。私は月曜日から金曜日まで毎日ごみを出さないといけないのです。そのために、一生懸命、分別していますが、これ以上ごみを減らすことは難しいと思っています。有料化しているところは私も知っていますが、私の娘は「もう捨てたら良い」と言っても、「まだごみ袋に入れる」と言って詰め込んでいます。だから、有料化してもごみ袋に詰め込むだけではないかと思います。

また、灰の量を減らすということは、燃やしているものを燃やさないということですね。燃やしているごみというのは、資源ごみではないものです。今、燃やさないで堆肥化と会長はおっしゃいましたが、私の自宅では燃やさないと堆肥にすることが出来ません。また、草はごみ袋に入れて捨てられますが、木は穴が開くので、ナイロンのごみ袋には詰められません。畑や田んぼのものは燃やしていいと聞いたことがあります、その辺はどうでしょうか。

**会長**：一部の自治体では、チップにする機械を持って行って、貸し出したりしているところもあります。チップにする機械を積んで来られて、その場でチップ化するサービスを行っている自治体もあります。また、持込みで受入られている場合もあります。ダイオキシンの問題以降、野焼きに近い行為については、全国的に厳しく取り締まられているので、届出などをしておく方が住民の方にも安心だと個人的には思います。

**事務局**：屋外焼却の話ですが、基本的には、竹林の管理であるとか農作業で出た藁とか草、除草した分など、農林水産業に限られます。マルチシート等は含まれませんが、農林水産業で出たこういったものの屋外焼却は構わないとされ、これ以外は出来ないことになります。また、消防の話ですが、これについては屋外焼却の届出が必要になります。これは消防署が臭いや白煙の上昇について、消防事案と間違えないように届け出をお願いしているというのが実態です。ただ、畑であっても、近隣から煙や臭いがするといった苦情があります。こういったことには配慮していただき、農業だから屋外焼却が自由に出来る訳ではないという解釈で、私達もご指導させていただいている状況です。

**会長**：では、次に行かせていただきたいと思います。「審議事項（2）災害時のごみの出

し方ガイドブックについて」、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料2に基づき説明）

会長：以前、計画の内容そのものの確認をしていただいたと思いますが、それを出来るだけ市民の方にも分かりやすく、また、市民の方にやっていただきたいことも分かるようないいことで、作成していただいたものです。いつ、何時、どこで、どんな災害が起きるか分かりませんので、こういった備えは重要であると思っています。市民目線で見てよく分からぬとか、分かりにくいとかいうことは、すごく大切だと思います。

私は1点、中面の右上の文章のところで、「災害の状況に応じてホームページ等でお知らせします」や「設置状況については、ホームページ等によりお知らせします」と書かれていますが、ホームページのURLがどこにも載っていないので、QRコードを掲載するなどした方が良いと思います。発災時には色々な情報が飛び交って、どれが信頼できるか分からないといったことがよくありますので、ご検討いただければと思います。他、ご質問とかご感想でも結構ですので、いかがでしょうか。

委員：これはこれで良いと思いますが、私も数十年前に愛知県に住んでおり、実家が水害に遭って、床上浸水になりました。床上浸水になると、畳をはじめ、ほとんどの物が使用できなくなり、これをみんな一斉に近くの広場に出す訳です。もう半端な量ではなく、物凄い量です。このガイドブックに書かれているのは、一般的なことで良いとは思いますが、もし災害が起こった時にこれをどこに持つて行くのか。小学校や中学校などの校庭しかないと思います。

それと、「分別して置いて下さい」と言っても、交通整理の人がいないとまず無理です。持ち込まれる方が多く、量も多いので、仮置場はいっぱいになってしまいます。もし、水害が発生した場合、可能性があるのは木津川に近いところだと思いますが、水が引いた後にどこに置くのかということを想定して、考えていただいた方が良いと思います。

会長：ありがとうございます。災害廃棄物処理計画の本体には、発生量の推計や仮置場の必要面積、また、公開はしていないものの、手元資料として、仮置場に使用できる可能性のある場所をリストにされていると思いますので、その辺りも含めてご回答いただければと思います。

あと、分別に関してですが、私も去年は熊本県人吉市の方に行きましたが、最近では、災害の初動時から分別するのが当たり前になってきています。そうしないで全部混合状態だと、一回仮置場に入れただけで、その仮置場は閉鎖ということになってしまいます。分別して置いておくことで、次のリサイクルに回しながら、ずっと仮置場を稼働させることができます。当然、交通整理も入りますし、住民の方にも「出来るだけ混合しないように持ってきて下さい」というお願いをして、ボランティアや自衛隊も入って手伝うという状

況ですので、数十年前からはだいぶ進化していると思います。

**事務局**：仮置場については、近隣の公園等を想定しています。小学校や中学校とのご意見もいただきましたが、子供達の授業などもありますので、そういったところは避けた方が良いとされています。そのため、基本的には、近隣の公園や広場を想定しています。

今回、このガイドブックを作成した一番大きな目的は、災害時のごみも分別して排出していただきたいということがあります。それを皆さんに知っていただき、今後は、区や自治会と連携しながら、広めていければと思っています。

**会長**：特に区・自治会単位で対応できるかがかなり大きなポイントになるので、是非、完成した際には、自治会長さんの集まり等で周知していただけるとありがたいと思います。

区や自治会に、どこに仮置場を開設するのかといった情報がすぐに伝達できるようにしておかないと、色々な所にいわゆる勝手仮置場が作られて、放置されるといった事態になってしまいます。そうなってしまうと、衛生環境が悪くなるといった状況にもなりますので、しっかりと周知をお願いしたいと思います。

**委員**：今、自治会の話が出ました。恐らく、このガイドブックを見ても分かりますが、相当量のごみが出ると思います。その時に、しっかりと分別するような、「これはこっちに持って来てください」といった、いわゆる分けする指導員などが必要になると思います。例えば、危険物。地震で家屋が倒壊した時、柱に釘がついています。阪神淡路大震災の時に、釘が怖かったと聞いたことがあります。瓦礫等が山になっていて、普通の靴では、そこを超えて向こう側に行けなかつたと聞いたこともあります。そんなこともあるので、「分別、分別」と言っても、例えば、持って来られる方に対して、「そこではありませんよ」「釘が付いたままではいけません」とか、細かく指示できる体制を作らなければいけないと思います。また、それを「自治会でやって下さい」と言われても、「誰がやるのか」と自治会の中でも大揉めになります。誰もそういうことをしたい人はいないので。そういったことも考えた上で、「こういったこともしましょう」という話にしないと、丸投げになってしまいます。そこを十分に注意した上で、こういった物を作っていただきたいと思います。

**事務局**：ありがとうございます。ご指摘のとおりで、基本的には市がメインとなって、案内や周知、分別の広報をしていかなければならないと思っています。自治会の方には、近隣の小規模な公園に無造作にごみが排出されるといったこともあるので、そういったことを防止するなど、発災後の初動対応のところで、ご協力をいただけないかと考えているところです。これについては、市単独ではなく、自治会の皆さんと、「こういうことは出来る」「こういうことは出来ない」といったお話をさせてもらいながら、進めていければと思っています。

**会長**：関西でも、自治会の方々と地域単位の防災訓練といった感じで、図上訓練をされていましたり、実際に運動場を使って訓練をされている事例も出てきていますので、そういうことも検討していただければと思いました。あと、特に東日本大震災や西日本豪雨の時には仮置場がたくさん出来ましたが、一部では自治会の方が中心となり、運営等をされていました。そういったところでは、きれいに分別が行き届いていたのが印象的でした。いわゆる便乗ごみというのが、結構出て来ますが、そういったものも自治会の関係者が立っていると出ないといったこともあって、そこは重要なと思いました。

あとは、細かい話ですが、先週も人吉市に災害の様子を見に行ってきました。仮置場の分別でも、家電リサイクル法の対象製品は最後の方にされていました。というのも、トラックに積み込む時に、家電用品は積み込み易いので、奥に入れられるみたいです。なので、積み下ろす時には後の方にするとか、そういったノウハウが結構蓄積されてきていますので、共有していただきて、知見にしていただければと思います。人吉市の場合は、新型コロナウィルス感染症のため、ボランティアの方があまり来られなかつたこともあります、自衛隊が本格的に入られて、その時に、畳や大型の家具、先程の釘が出ている危険物などを一気に収集するといったこともされていました。畳などは何百キロとなってきますので、無理せずに声を掛け合ってやっていくのが重要かと思います。

では、次に行かせていただきます。報告事項（1）「資源物等の持ち去り禁止規定（条例改正）について」、事務局から報告をお願いします。

**事務局**：（資料3に基づき説明）

**会長**：説明ありがとうございました。色々なご意見があり、なかなか難しい案件だと思いますが、ご意見・ご質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

**委員**：前回の会議で出された意見を採用していただき、ありがとうございます。持ち去り禁止の部分は、従来、子供会や地域で行っている集団回収において、持ち去り禁止の明示票を貼って欲しいということですか。持ち去り禁止の明示票の運用面について、説明をお願いします。

**事務局**：持ち去り禁止の明示票は、あくまでも集団回収の時に使用していただくものです。市が缶とかビンを収集する時は、ごみステーションに排出されますので、ごみステーションが禁止場所、規制場所になります。ただし、集団回収につきましては、取り組まれている団体ごとに家の前や公園、ごみステーションなど、場所が変わってきます。物を特定、明確にしなければ現実的に不利益処分は難しいといったことがありますので、持ち去り禁止の明示票は、集団回収の際に貼っていただくものになります。一般の市の収集に出される分については、今まで通りに出していただくというものです。

**委 員**：集団回収をやっていないところは、今まで通りで貼る必要はないということですね。分かりました。少し、文面に気になるところがあります。「持ち去り禁止」と大きな文字で書いてある部分は問題ないと思いますが、「実施団体又は同団体から依頼を受けた者によって回収される資源物」とされている文章が分かりにくいです。「実施団体又は同団体」は不要ですか。

それから、「命令を受けても改善されない場合には、罰則を適用することがあります」となっていますが、少し弱いのではないかですか。「命令を受けても改善されない場合には、罰則を適用します」で良いと思います。最後に、「京田辺市清掃衛生担当課」と連絡先が書かれていますが、ここに「持ち去り業者の発見時にはご連絡ください」と入れても良いのではないかですか。要は、市民が監視しているというのを業者に知らしめないと意味がないと思います。

以上の3点、一番上の「同団体から依頼を受けた者」の表現が分かりにくい。それと「罰則を適用することがあります」ではなく、「改善されない場合には、罰則を適用します」とすること。最後に「持ち去り業者の発見した場合にはご連絡ください」にすること。これ位のことを書いても良いのではないかという気がします。そうしないと言葉的に弱い感じがしましたので、議論していただければと思いました。

**事務局**：まず1つ目の「又は同団体から依頼を受けた者」が分かりにくいとのことですが、これは定義の話になります。実施団体というのは、例えばA自治会というのが実施団体になります。A自治会が集団回収をされますが、実際はA自治会が回収するのではなく、A自治会が資源回収業者に依頼をしているというのが実態だと思います。もし、ここで「依頼を受けた者」を外した場合、契約をした事業者が持っていてもA自治会ではないので駄目という話になります。そのため、どうしてもここは「又は」でA自治会が委託する業者も「大丈夫です」ということを書く必要があるので、こういった表記にしました。

2つ目の「罰則を適用することがあります」について、現実的に罰則を適用するのは、市ではなく警察であり、刑事の話になります。裁判で判決を受けて、初めて罰則が適用されるため、行政としても落ち度のないように手続きを進めていきますが、警察との協議の中で「事件にはなりません」、裁判の中で「無罪です」といったことが可能性としてあり、100%適用される訳ではありませんので、「ことがあります」という表記を用いています。

3つ目の「発見時には連絡して下さい」との表記についてですが、ホームページ等では、そのようにうたっていますが、市民の皆さんに対して、市の方から「犯人を見つけて下さい」といったことに重きを置いた施策をした場合、「地域で犯人を見つけよう」「写真を撮ろう」といった危険な行為、状況になってしまふ可能性もあります。当然、見かけられた情報というのは市に寄せていただきたいのですが、市の方から積極的に犯人を見つけて下さいといった呼びかけは、危険な行為が過熱する恐れもありますので、行政としては避け

た方が良いとの考慮から、一時は考えましたが、あえてその文言は外しています。

**委 員**：正直に言って、少し弱いと思います。要するに、これは警告文ですよね。これを貼ってある持ち去り禁止の明示票を見て、誰が「止めておこう」といった判断をするのかと言えば、持ち去り業者です。持ち去って行く方がこの明示票を見て、「この程度か」と思い、さっと持つて行く可能性があるのではないかと思いました。

一休ヶ丘自治会でも、こういった警告文を出していましたが、「所有権は一休ヶ丘自治会にあります」「これを持ち去った者は窃盗罪になります」とはっきり書きました。この集団回収のものは一休ヶ丘自治会が所有権を持っていると、それを指定業者以外の人が勝手に持つて行った場合は、窃盗罪になるといったことまで書きました。それで、ここ10年間程度は上手くいっています。それより若干弱いという気がしましたので、話をさせてもらいました。

**会 長**：ありがとうございます。他の自治体の事例も参考にしながら、効果的に運用できるように是非検討いただきたいと思います。

**委 員**：7月から条例が施行され、第1回目の集団回収がありました。その時の朝に出掛ける用事があり、各戸の前に出ている回収物を見ていると、小さいですが明示票が貼られていきました。それで、このアンケートを見ていると、どの意見も「なるほど」と思う部分がかなりありました。

今までの集団回収は、古紙の売上げや補助金が団体に入って、有効に活用できるからといった意味で奨励されてきたと思います。しかし、これから先は、再生資源を集団回収するという意識の比重が大きくなっていると思います。それで、やはり金銭になる物を取っていくことは犯罪だということになり、先程から議論されているように強力に取り締まらないといけないとなってくると思います。それはそれで、そのまま検討していくべきだと思いますが、やっぱり、再生資源を集団で回収することに市民が協力しているということが、もっと前面に出て来て欲しいと思います。広報紙に連載がありましたが、この内容とか文面も、とても分かりやすくて良かったと思います。それで、これからも市民に色々な形で啓発や情報発信をお願いしたいと思います。

**委 員**：私も今のご意見に大賛成です。まずは、この持ち去りの話です。先般、子供会の会長さんから話がありまして、「古紙の回収業者を変えられないか」ということでした。「何故ですか」と聞いたところ、「最近、古紙の値段が非常に下がっている」とのことでした。最近見ていると、古紙の出る量がどんどん減って来ています。古紙の回収量が圧倒的に減ってきていているということに対して、もっと「再資源化をして下さい」という啓発をすることが第一だと私は思っています。持ち去りは、確かに犯罪行為になるかもしれませんのが、それよりも先に、もっと「資源化できるものは、資源化する方に出していく下さいよ」

ということを言って、そういう啓発活動をする方が大事だと感じています。

会長：ありがとうございます。このあたりの意見も踏まえて、事務局としての考え方等があればお願いしたいと思います。

事務局：特に資源化の中でも、古紙のお話がありました。コロナ禍の関係で、衣類の取扱いを止めたというところもありましたが、事業所の経済活動がバックボーンにありますので、行政の方から規制はできないので、古紙を扱う市場の活性化がないと難しいと思います。

あと、古紙につきましては、ペーパーレス化といったものがあると思います。新聞を取らない家庭が増えているというのは、私達も思いますし、インターネットが非常にペーパーレス化を進めていると感じます。それから、古紙については、これまで「市で回収し、更に集団回収でも出せます」といったものでしたが、最近では、ドライブスルー型の古紙回収の場所が各地に設置され、一般の方が気軽に持込み出来るようになっています。

ただ、今のご意見にもありましたように古紙の資源化を積極的に進めていくための啓発については、市でしていく必要があると思いますので、実態を把握しながら進めて行きたいと思います。

委員：私もお菓子の空き箱やちょっとした紙も出来るだけ分別していますが、一生懸命分別していたものは、どこに行っているのだろうと思った時に、「海外に輸出していたが、最近は輸出がストップしている」といった記事を目にしました。それから、これはごみを元から減らす必要があるのではないかと思い、私の家の古紙の状況を見てみると、学校の配布物がかなり多いことに気付きました。この前も、学校の担任先生一覧表みたいな結構分厚い立派な紙の冊子を学校で貰って来ましたが、見ても「はいはい」と言って、直ぐに捨ててしまいます。あと、プリント類も兄弟2人なので、同じ内容のものを貰って来ますが見もせずに捨てたりしています。通学している小学校は生徒数700人程で、その配布物だけでもすごい量になります。勿体ないことをしていると感じており、これを市から学校等に対して、もう少しペーパーレス化を促すようなことは出来ないのかと思っていますがいかがでしょうか。

事務局：すごく貴重なご指摘、ありがとうございます。3Rのリデュース、リユース、リサイクルの内、リサイクルについては重要度が低く、リデュース、リユースを進めて行くべきだと我々も思っています。教育委員会ともどこまで話が出来るかは分かりませんが、無駄な紙、プリントを少なくするような啓発について、今後発信していければと考えています。

会長：教育現場と連携されている自治体もありますし、海外でも、ニューヨークなどで

は、プラスチックフリーを市議会で決めて、N P Oや小学校と連携されている事例もありますので、本当に重要なところだと思います。行政や学校については、どうしても安心のために、過度に誰にも行き渡るようにしがちですが、もう時代が違うのかなといった気もします。

では、もう 1 つ議題がありますので、その他の資料についても説明していただいてから、全体を通じたご意見をいただきたいと思います。報告事項（2）「主な取組実績と今後の予定について」、事務局から報告をお願いします。

**事務局：**（資料 4 に基づき説明）

**会長：**色々な切り口の話題でしたが、ご質問とか逆に「これはどうなの」といったことがあれば、ご発言いただければと思います。あと、コロナ禍で粗大ごみも増えていますが、中にはまだ使える物もあるのではないかということで、リユースを色々と模索されています。最近は、色々な業者さんや取組もありますので、是非参考にしていただいて、削減に繋げていただければと思います。

**委員：**会長にお伺いしたいのですが、レジ袋が有料化になり、マイバッグの持参が進んでいるかと思いますが、この製造に係る CO<sub>2</sub> とか事業ごみが出てくる中で、レジ袋を削減した方が良いものでしょうか。今後もマイバッグは増えていき、これもごみになってくるとは思いますが、やった方が良いのか、どうなのかなという質問です。

**会長：**ありがとうございます。マイバッグが逆に増えていくのではないかという話ですね。国内外で様々な研究があり、マイバッグが良いのか、レジ袋が良いのか、製造から廃棄までを見た時のライフサイクルアセスメントといいます。国によって異なりますが、特に有機コットンのものは負荷が高いという結果が出ています。それは何を指標にするかによりますが、水の消費であったり、CO<sub>2</sub> の排出であったり、そこは結構意見が分かれるところではあります。ただ、世界的に、2050 年には脱炭素、化石資源への依存を卒業するという宣言をしている中で、石油資源から無くしていくものについては、そうしていくことが必須かなと思います。その中で、今、環境省の方では、無料で配っているフォークやスプーン、ストローといったものについて、有料化にする方向で検討されており、必要でない物に関しては、そうやって置き換えていく、もしくは無くしていくといったことが大事だと思います。ただ、コットン問題ではないですが、だからといって、マイバッグやマイボトルがいっぱい眠っているといった事態は本末転倒だと思いますので、その大量生産・大量消費・大量廃棄そのものから脱却しなければいけないと感じています。これから脱炭素社会に向けて、色々な素材の見直しとか循環のあり方とかについて、メーカーも重い腰を上げた感じがしていますので、すごく劇的に変わって行くだろうという期待を持っています。

また、消費者には、どの選択が良いのか分かりにくいので、そこは私自身の研究として、きちんと伝わるようにお話しなければいけないなと思っていますので、是非、そういう疑問等があれば言っていただけるとありがたいです。

**副会長**：話が元に戻りますが、粗大ごみが中々減らず、コロナ禍で増えているということでした。エコパークかんなびでも家具などを扱っていましたが、結局、スタッフが年を取って、その処理が出来なくなり、今、大型家具に関してはまったく取り扱っていません。

でも、出したい人、欲しい人がいて、その必要性は感じています。大型の家具などは、持って来られないし、持って帰れないです。取りに行って、持って行ってあげないとどうすることも出来ない。だから、そのところをお金に替えて、これくらいの大きさであれば1,000円とか2,000円と決めて配達する。「これを欲しい」と言われる方も沢山おられますので、そういったことを市の方で考えていただければと思っています。その辺りをきっちりとシステム化していただければ、粗大ごみも随分と減るのではないかと思います。

**事務局**：エコパークかんなびで大型の家具を扱わなくなった影響については、多少あると思っています。また今後、その辺も含めて、色々とお話をさせてもらい、協力しながらごみの減量に取り組んでいきたいと思いますので、引き続きお願ひします。

**委員**：エコバッグをいただいているが、小さいと思います。お肉のパックなど、買物に行くと割とかさばる物が多いです。これだったら少ししか入らないので、貰ってもあまり活用できないので、もう少し工夫してもらいたいと思いました。

**会長**：この辺りの人やライフスタイルによって、だいぶ違うと思います。最近は、無料でノベルティを配布することも減ってきていると聞きますので、その辺りは無駄使いをしないようにしていただければと思います。

**委員**：私の住んでいるところは、周りに学生マンションが多くて、ごみを分別せずに出される方が多くいます。業者さんが取りに来られるので、そこで分別されるのかも知りませんが、学生の多くは他府県から来られており、ごみの収集もそういった状況なので分別やごみに対する意識が薄いのではないかと思ってしまいます。そこで、京田辺市では、ごみに対する教育をどういった形でされているのか、お聞きしたいと思います。

**事務局**：小学生に対する啓発は、授業の一環で甘南備園の施設見学に来られますので、その際に説明していますが、大学生の方に説明する機会は正直に申し上げて、あまりありません。

**委員**：大学生ではなくて、小学生など、京田辺市の学校の中でどういった形で教育され

ているのか。例えば、京田辺市に住んでいた学生さんが、どこか他の街に行って、分別さ  
れずにごみを出していたりすれば問題になると思いますので。

**事務局**：小学校4年生の時に、ごみの学習の時間といったものがあります。本来であれば甘南備園まで来ていただいて、ビデオやごみの流れを見てもらって、「ごみは分別して下さい」とか「決められた日に出して下さい」とか、そういう話をさせていただきます。

**委員**：家庭の中でそういった話をしなければ意識が全然無いので、難しい話だと思います。難しいとは思いますが、ごみの危機意識を持っていただいて、何か植え付けられればいいなと思います。

**委員**：これは学生というより、そこの管理者の問題ではないですか。大家さんとか賃貸マンションの管理者が分別しなければいけないのでないですか。

**委員**：そういうことではなく、ごみのことについて、しっかりと教えていかないと分別等が出来ていない状態で排出されるということを言いたいです。その教育を徹底していくないと。

**副会長**：教育の話ですが、先程おっしゃられたように、小学4年生に対しては施設の見学と説明、それからポスター展をやっています。市内の小学4年生にポスターを提出してもらって十数年になりました。今年は、コロナ禍で出来ませんでしたが、京田辺市の子供達に毎年ポスターを書いてもらっています。それで、甘南備園で展示会をして、市長賞や教育長賞を授与するといった啓発もやっています。その時のテーマが「もったいない展」ということで、みんなポスターを書いてくれた訳です。だから、小学4年生が十数年経つと大学生になり、京田辺市で色々な勉強をして出て行っていると私は思っています。

**委員**：今、上の息子が5年生ですが、甘南備園に行ったかと聞くと、「行ったことない」との回答でした。去年、小学4年生で社会科見学が無くなってしまったからだと思いますが、学校の夏休みの宿題でCO<sub>2</sub>や環境の話が出てきて、すごく立派な物を書いても、「はい、それで終わり」「良いポスターを書くことで終わり」で、結局何の意識も変わってないです。良い文章を書いたとしても、「はい、特賞貰いました」で終わりだと何にも活かされていないと思います。

先程おっしゃったように子供の頃からの教育がとても大事だと思います。私も昔から、ごみの分別を意識していた訳ではなく、ペットボトルや紙もリサイクルされるので、いくらでも使って大丈夫という意識でした。でも、自分でどんどん調べていく内に、全然リサイクルされていない。このごみがどこに行くのかとなると、貧しい国に行って、その貧しい国はきちんと処理をしてないので、海洋プラスチック、マイクロプラスチックの問題が

起こっている。そういう風になってしまっていることをほとんどの人が知らないと思います。それは、自分で調べないと分からぬ事実なので、学校で教育をして、その意識から変えないと無理だと思います。

学校では、1時間か2時間、学級活動の時間があります。そういう学級活動の場で、市の清掃衛生課の方を呼んで来て、「ごみについて、きちんと考え方」とか海洋プラスチックのドキュメンタリー映画を道徳の時間に見せるとか、それだけでも効果があると思います。だから、授業の一コマでも、そういったごみについて考える授業をやって、海外の良いドキュメンタリーを見るなどして、ごみを出さないという意識付けから変えていかないと無理だと思います。それは私一人が訴えてもどうにもならないので、市の方から教育委員会と連携していただければ、効果があるのではないかと思います。

**会長**：最後にコメントをいただければと思いますが、先程の紙の配り過ぎの話も含めて、学校との連携は重要だと思いますので、何かしらの余地がないか、検討いただければと思います。あと、一方で大学生などのマナーの悪さといった指摘もありました。京都市も10人に1人が学生ということで、学生の対策というのは結構大きくて、2つあります。1つ目は、先程、マンションの管理会社の話がありましたが、そういった事業系のごみとして出されているところと、市の分別に従って出されているところの違いがあると思います。京都市の場合は、出来る限りマンションからのものも事業系ごみとしてではなく、家庭系ごみとして出していただくよう指導されています。あと大学に対しても、学生にきちんと分別を指導して欲しいといった連絡が入り、京都大学でも、入学時に新入生の方にしっかりと伝えるといったことをやっており、そういった地道な努力が必要かと思います。特に、大学生の場合は他の地域から来るというのと、それまでは、実家で三食全部付いてくるといった環境にいた方も多く、初めて家事をするといった人も少なくないので、そういったフォローアップは必要かと思います。

**委員**：賃貸住宅とか学生とか、学生は学校でとの話もありましたが、区や自治会の組織に入らない人もすごく増えています。区や自治会でも先程のチラシ等を配布はしていますが、まったく関係ないと考えている方も多いです。大家さんでという話も先程は出ていましたが、大抵、賃貸住宅は管理会社が運営されています。ごみをカラスが荒らして、道路に出てきてとんでもない状態になって、大家さんに文句を言っても仕方ないです。だから、管理会社が入居者と家賃も含めて契約する訳ですので、1つのアイデアとして、ごみ処理の問題を契約書に付けて欲しいです。賃貸住宅に対しては、市の広報板で良いから、分別回収に関しては、住居契約する時にごみ問題をしっかりと守って下さいと契約書に付けて、管理会社に責任を持ってもらえば良いと思います。

**会長**：大規模店舗等は、建設前に色々審査するといったことはありますので、市独自でそういったことをするといったことも有り得るとは思います。今すぐと言う訳ではありません

せんが、1つのアイデアとして実現可能性はあるのではないかと思いました。それでは、全体を通じて事務局の方から。その他、お伝えしたいことも併せてお願ひしてもよろしいでしょうか。

**事務局**：本日いただいた意見は、清掃衛生課だけの問題ではなく、教育に絡む話、地域や自治会、市民参画に関わる話など、大きな輪でないと、清掃衛生課で「あれします、これします」では立ち行かない問題だと考えています。今日いただいた意見は、清掃衛生課の方から関係する庁内の部署に発信して、少しでもそういった方向にいけるようにしていきたいと思います。時間はかかるとは思いますが、そういった形で大きな組織の輪で対応していくということで、ご理解いただきたいと思います。

**事務局**：それでは、時間となりましたので、終了させていただきます。会長、ありがとうございました。

第11期京田辺市ごみ減量化推進審議会における皆様の任期については、令和3年12月18日までとなっており、本日が最後の審議会となります。本日の会議でもありましたが、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の見直しを来年度から始めます。2年計画で着手して現行の計画に代わる新しい計画を来年度から作り上げて行きたいと思います。次の計画につきましては、本市の廃棄物行政の基本的な施策や目標値等について、この場で皆様のご意見をいただきながら作っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ致します。

以上をもちまして、本日の会議は閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。

【閉会】